

令和7年度

茅野市 国民健康保険税について

国民健康保険税（以下、「国保税」と表します。）は、国民健康保険（以下、「国保」と表します。）加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費や、様々な給付を受けるときの貴重な財源となっています。皆さんが安心して医療を受けられるよう、納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

令和7年度の国保税の概要は、下記のとおりです。

1 税率と算出方法について

国保税は、下記に基づき算出し、国保加入者の加入月数に応じて月割り計算します。医療分と支援金分は、国保加入者全員にかかります。介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者にかかります。

	医療分	支援金分	介護分
所得割 国保加入者の前年の総所得金額等を基礎に課税	①	⑤	⑨
均等割 国保加入者1人ごとに課税	②	⑥	⑩
世帯別平等割 世帯ごと一律に課税	③	⑦	⑪
小計 医療分、支援金分、介護分ともに各上限額以下とする。	④ ≤ 66万円 (上限額)	⑧ ≤ 26万円 (上限額)	⑫ ≤ 17万円 (上限額)
令和7年度 年税額 4月から翌年3月までの12ヶ月間加入した場合の金額	④ + ⑧ + ⑫ 年度途中での加入・脱退は、 加入月数に応じて月割り計算		

【医療分】医療給付に充てる医療分

- ① 所得割 (令和6年中の総所得金額等－基礎控除額最大43万円) × 6.58%
- ② 均等割 24,000円/国保加入者1人
- ③ 世帯別平等割 24,600円/1世帯
- ④ 医療分の年税額 = (加入者個人ごとに算出した上記の①・②の合計額) + ③

【支援金分】後期高齢者医療制度を支える後期高齢者医療支援分

- ⑤ 所得割 (令和6年中の総所得金額等－基礎控除額最大43万円) × 2.88%
- ⑥ 均等割 10,600円/国保加入者1人
- ⑦ 世帯別平等割 9,500円/1世帯
- ⑧ 支援金分の年税額 = (加入者個人ごとに算出した上記の⑤・⑥の合計額) + ⑦

【介護分】介護保険のサービスに充てる介護分(40歳以上65歳未満の方にかかります)

- ⑨ 所得割 (令和6年中の総所得金額等－基礎控除額最大43万円) × 2.38%
- ⑩ 均等割 10,000円/40歳以上65歳未満の国保加入者1人
- ⑪ 世帯別平等割 8,100円/40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯
- ⑫ 介護分の年税額 = (40歳以上65歳未満の加入者ごとに算出した上記の⑨・⑩の合計額) + ⑪

令和7年度 税率の改定について

国民健康保険（以下、「国保」と表します。）は、加入者の皆さんが納める国民健康保険税（以下、「国保税」と表します。）をもとに医療費などにあてる相互扶助の保険制度です。

平成29年度までは市が単独で国保を運営していましたが、平成30年度からは国保制度が改革され、長野県と市町村が共同して国保を運営することとなりました。長野県国保運営方針について、詳しくはQRコードからご覧ください。

平成30年度からは、税率の決定などは、次のような県全体の仕組みの中で行われています。



県は、国保の財政運営の責任主体となり、市町村へ医療費等に充てるための納付金額と標準的な保険税率を示します。市町村は、県が示す納付金額等を考慮して、国保加入者の皆さんに納めていただく国保税の税率を定めます。県は、市町村が納める納付金を原資として、市町村が支払う医療費を全額市町村に交付しています。

茅野市の国保税は、平成30年度に税率を改定してからは、国保加入者の皆さんの負担にならないよう留保財源を活用しながら税率を据え置いてきました。しかし、国保加入者一人当たりの医療費が年々増える一方で、国保加入者数は減少しているため、令和6年度は6年ぶりに税率を改定しました。それでもなお、令和7年度の国保加入者一人当たりの納付金額は前年度に比べて増えており、今後も厳しい国保運営が見込まれます。このことから、持続可能な国保制度を維持するため、令和7年度も引き続き税率を改定し、国保加入者の皆さんへご負担の増加をお願いすることにしました。

今後の国保運営では、税率を引き上げるだけでなく、健康事業の推進などによる医療費の削減に一層努めていきます。病気やけがをしたとき、国保加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、税率の改定について、皆さんのご理解をお願いします。

【税率】

区 分		令和6年度	令和7年度
医 療 分	所 得 割	6.12%	6.58%
	均 等 割	22,400円	24,000円
	世帯別平等割	22,700円	24,600円
支 援 金 分	所 得 割	2.95%	2.88%
	均 等 割	11,100円	10,600円
	世帯別平等割	9,800円	9,500円
介 護 分	所 得 割	2.46%	2.38%
	均 等 割	10,700円	10,000円
	世帯別平等割	8,500円	8,100円

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

Q、納税義務者は誰ですか？

世帯主の方が納税義務者となります。国保税は世帯単位で課税となり、世帯主の方が国保に加入していなくても、納税通知書等は世帯主の方宛にお送りします。

Q、所得割はどうやって算出しますか？

Q 1	算出対象者は誰ですか？	国保加入者の個人ごとに算出します。
Q 2	算出基礎となる所得の対象期間は？	国保加入者の令和6年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得を根拠とします。
Q 3	控除はありますか？	基礎控除（最大43万円）のみです。
Q 4	退職所得は含みますか？	総所得額に含みません。
Q 5	令和7年1月2日以降に転入した場合は？	前年中の所得の状況は、令和7年1月1日時点でお住まいであった市区町村で把握しているため、当初は所得割額が算入されていない場合があります。この場合、市が前住所地に確認し、税額が変わる場合は再度納税通知書を送付します。

Q、均等割はどうやって算出しますか？

世帯内の国保加入者の人数で計算します。（年齢や所得に関係なく加入者ごと一律に課税）

Q、世帯別平等割はどうやって算出しますか？

世帯の中で1人でも国保加入者がいる場合、加入者の人数とは関係なく一定額が加算されます。

Q、国保税額はどうやって算出しますか？

Q 1	算出方法は？	加入月数に応じて月割り計算します。
Q 2	加入月とする基準は？	例えば、同月内に会社の健康保険と茅野市の国保の資格が混在する場合でも、月末日時点で茅野市の国保の資格がある月を加入月とみなします。
Q 3	届け出が遅れた場合は？	被保険者の資格を得た月にさかのぼって計算します。
Q 4	月割り計算の基準日は？	例えば、退職等によって社会保険から抜けた場合、退職日の翌日が属する月から月割り計算します。

Q 5	転入した場合は？	転入日（≠届出日）が属する月から月割り計算します。
Q 6	納税義務者（世帯主）を変更した場合は？	世帯主変更をした月の前月までが旧世帯主分、世帯主変更した月から新世帯主分として月割り計算します。

Q、介護分（介護保険料）とは何ですか？

40 歳以上 65 歳未満の国保加入者は、国保税に介護分（介護保険料）を含めて納めていただきます。

Q 1	年度途中で 40 歳になる場合はどうなりますか？	40 歳になった月から月割り計算した介護分がかかります。対象者には、40 歳になった月の翌月に改めて更正決定通知書と納税通知書をお送りします。 誕生日が 1 日の人は、誕生日の前月から月割り計算します。
Q 2	年度途中で 65 歳になる場合はどうなりますか？	65 歳になる前月までの月数に基づき月割り計算した介護分がかかります。納税通知書では、当初にあらかじめ 65 歳になる前の月数分で年税額を算定し、納期の回数で分割していますので、 <u>年度途中で納付額が減額になることはありません。</u> 誕生日が 1 日の人は、誕生日の前々月までの月数に基づき月割り計算します。
Q 3	65 歳になった月以降の介護保険料はどうなりますか？	介護保険料として、別の方法により納めていただきます。

2 軽減制度について

a) 低所得世帯に対する軽減について

所得の少ない世帯の税負担を軽くするため、国保税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、均等割額と世帯別平等割額を減額する制度があります。

Q 1	軽減判定する基準日はいつですか？	賦課期日（4 月 1 日）時点です。
Q 2	軽減判定対象者は誰ですか？	✓賦課期日（4 月 1 日）時点での世帯の所得及び加入者数により判定を行います。 ✓国保に加入していない世帯主の所得も含みます。 ✓特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方）を含みます。
Q 3	何が減額されますか？	均等割と世帯別平等割です。
国保税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が「一定額以下」となる計算方法を教えてください。		
Q 4	7 割 軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
Q 5	5 割 軽減	43 万円 + (30 万 5 千円 × 加入者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
Q 6	2 割 軽減	43 万円 + (56 万円 × 加入者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

b) 未就学児の均等割の軽減について

子育て世帯の税負担を軽くするため、未就学児の均等割額について 2 分の 1 が軽減される制度があります。

Q 1	対象者は誰ですか？	未就学児（6 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間にある方）
Q 2	何がどれくらい減額されますか？	国保税の均等割額について、2 分の 1 が減額されます。
Q 3	既に 7 割、5 割、2 割の軽減世帯ですが、重複適用されますか？	均等割と世帯別平等割が軽減（7 割、5 割、2 割）適用中でも、更に 2 分の 1 が減額されます。

未就学児1人に係る均等割額

所得軽減区分	均等割額(医療分+支援金分)		減額割合	
	未就学児均等割 減額なし	未就学児均等割 減額あり	未就学児均等割 減額なし	未就学児均等割 減額あり
7割軽減世帯	10,380円	5,190円	7割軽減	8.5割軽減
5割軽減世帯	17,300円	8,650円	5割軽減	7.5割軽減
2割軽減世帯	27,680円	13,840円	2割軽減	6割軽減
軽減なしの世帯	34,600円	17,300円	軽減なし	5割軽減

※未就学児の人数によっては、税額端数処理のため、減額後の均等割額が異なる場合があります。

c) 倒産・解雇・雇い止め等に対する離職軽減について

非自発的な失業などで職を失った失業者が、在職中と同程度の税負担で医療保険に加入できるよう、失業された方の給与所得を100分の30とみなして国保税を算定する制度があります。

Q1	対象者は誰ですか？	非自発的な失業などにより、国保に加入された方
Q2	軽減対象の離職事由は何ですか？	ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」の離職理由が下記の方が対象となります。 特定受給資格者（離職理由番号 11・12・21・22・31・32） 特定理由離職者（離職理由番号 23・33・34）
Q3	何が減額されますか？	失業者本人の前年の給与所得金額を30/100として所得割額を計算します。
Q4	軽減期間はどのくらいですか？	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度までの間です。
Q5	どのように申請すればよいですか？	保険課窓口にて、ご本人又は同一世帯の方からの申請が必要です。
Q6	注意事項はありますか？	✓高年齢受給資格者（離職日時時点で65歳以上の方で、65歳以上の離職に対する一時金の給付を受けている方）や特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける方）は対象となりません。 ✓仮の雇用保険受給資格者証では受け付けできません。 ✓不動産所得などの給与以外の所得については減額の対象となりません。 ✓給与所得金額が国保税の基礎控除額（43万円）以下の場合には軽減されません。

d) 産前産後期間の軽減について

子育て世帯の税負担を軽くするため、令和6年1月から、出産被保険者に対する産前産後期間相当分の所得割と均等割を減額する制度が始まりました。

Q1	対象者は誰ですか？	令和5年11月1日以降に出産された国保被保険者の方で、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
Q2	何が減額されますか？	✓その年度に納める所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4ヶ月相当分が減額されます。 ✓多胎妊娠の場合は、出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。
Q3	いつから届出ができますか？	出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
Q4	どのように届出すればよいですか？	保険課窓口でご本人又は同一世帯の方が届出をしてください。出産前に届出される場合は、母子健康手帳をご持参ください。
Q5	届出をしていなかったのですが、これから届出しても、さかのぼって減額されますか？	令和5年度については、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、さかのぼって減額されます。例えば、令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されますので、該当する場合は届出をしてください。

e) その他の軽減について

- ✓これまで国保加入者であった方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、世帯内で国保に加入する方が1人だけとなった場合、世帯別平等割を最大8年間軽減します。
- ✓他の健康保険等の被扶養者であった方が、扶養者の後期高齢者医療制度への加入により国保に加入する場合、一定の額を減免します。

3 納税通知書の発送と納期限について

国保税は通常、6月を1期として翌年3月の10期まで計10回に分けて納付していただきます。

6月中旬に1年間の税額と各期別(1期～10期)の税額を通知します。納期限内のご納付をお願いします。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国 保 税			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
発 送 日			6 月 中旬	6月以降は、国保加入・喪失等の届出をされた月の翌月中旬に随時発送します。お支払いは、3月までの納期限残数で、年税額を按分します。								
納 期 限 (口座振替日)			6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

例) 国保税年税額 60,000円

国保加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月換算(円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
支払い期			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
支払額(円)			6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

4 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

Q 1	どんな条件に該当すると、年金天引きとなりますか？	下記の4要件の全てに該当する方が、国保税の納付方法が世帯主の年金から天引きに変わります。 対象者には、あらかじめ通知いたします。
Q 2	4つの要件	1 世帯の中で国保加入者全員が65歳以上である。 2 世帯主が国保に加入している。 3 世帯主の介護保険料が年金から天引きされている、又は今後年金天引きとなる。 4 天引き対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた天引き額が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超えていない。(複数の公的年金を受給されている方は、判定される天引き対象年金は「老齢基礎年金」が第一優先順位)
Q 3	年金天引きについて留意事項はありますか？	世帯主が75歳に到達する年度は、年金天引きから普通徴収(納付書又は口座振替)に切り替わります。
Q 4	納付書又は口座振替にしたいのですが？	お申し出により、年金天引きから口座振替への変更ができます。お申し出窓口「保険課 国保年金係」

5 お問合せ先について

茅野市役所 ☎(0266)72-2101

✓納付のご相談・・・税務課 収 税 係(内線194)

✓課税内容のご相談・・・保険課 国保年金係(内線322)



国保税の計算例

4月1日現在、Sさんのお宅は3人家族で全員国保加入者です。所得の状況は次のとおりです。

Sさん	46歳	前年の総所得170万円
妻	38歳	前年の総所得30万円
母	72歳	前年の総所得90万円

【医療分】

所得割額	(Sさんの所得 170万円－基礎控除43万円) × 6.58% = 83,566円
(妻の所得 30万円－基礎控除43万円) × 6.58% = 0円	
(母の所得 90万円－基礎控除43万円) × 6.58% = 30,926円	
均等割額	3人 × 24,000円 = 72,000円
世帯別平等割額	一律 24,600円 = 24,600円
A 医療分合計額	211,000円 (100円未満切り捨て)

【支援金分】

所得割額	(Sさんの所得 170万円－基礎控除43万円) × 2.88% = 36,576円
(妻の所得 30万円－基礎控除43万円) × 2.88% = 0円	
(母の所得 90万円－基礎控除43万円) × 2.88% = 13,536円	
均等割額	3人 × 10,600円 = 31,800円
世帯別平等割額	一律 9,500円 = 9,500円
B 支援金分合計額	91,400円 (100円未満切り捨て)

【介護分】 ※介護分は、40歳以上65歳未満の方が該当⇒Sさんのみに対して計算します

所得割額	(Sさんの所得 170万円－基礎控除43万円) × 2.38% = 30,226円
均等割額	1人 × 10,000円 = 10,000円
世帯別平等割額	一律 8,100円 = 8,100円
C 介護分合計額	48,300円 (100円未満切り捨て)

国保税年税額 (A+B+C) = 350,700円

上記年税額を納めていただく場合、期別税額は次のようになります。

年税額	1期6月	2期7月	3期8月	4期9月	5期10月	6期11月	7期12月	8期1月	9期2月	10期3月
350,700	35,700	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

※年税額を納期数の10回で除した後の金額に100円未満の端数が生じる場合は、その端数を全て初回の納期に合算します。

⇒350,700円÷10回(1期～10期)=35,070円

1期～10期を35,000円とし、100円未満の端数70円×10回=700円を1期に合算します。

1期の税額=35,000円+700円=35,700円

国保税の仮計算表 下表にあてはめると仮計算ができます

	計 算 内 容	算 出 税 額
① 所得割	{(円) - (43万円)} × 6.58% (前年の総所得金額) ※加入者ごとに計算し合算します。	円
② 均等割	(国保加入者 人) × 24,000円	円
③世帯別平等割	一律 24,600円	24,600円
医療分合計	①+②+③ (100円未満切り捨て・上限66万円)	A 円

	計 算 内 容	算 出 税 額
④ 所得割	{(円) - (43万円)} × 2.88% (前年の総所得金額) ※加入者ごとに計算し合算します。	円
⑤ 均等割	(国保加入者 人) × 10,600円	円
⑥世帯別平等割	一律 9,500円	9,500円
支援金分合計	④+⑤+⑥ (100円未満切り捨て・上限26万円)	B 円

	計 算 内 容	算 出 税 額
⑦ 所得割	{(円) - (43万円)} × 2.38% (前年の総所得金額) ※加入者ごとに計算し合算します。	円
⑧ 均等割	(40歳以上65歳未満の国保加入者 人) × 10,000円	円
⑨世帯別平等割	一律 8,100円	8,100円
介護分合計	⑦+⑧+⑨ (100円未満切り捨て・上限17万円)	C 円

国保税年税額 (4月～翌年3月までの12ヶ月加入分)	
医療分合計 (A 円) + 支援金分合計 (B 円) + 介護分合計 (C 円)	円

年度途中で加入・脱退したときは、加入月数に応じて月割り計算します